

安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業 審査実施規程

第1 審査委員会

1 審査委員会の設置

本事業の企画提案書の審査及び選定のため、消費・安全局において、「安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査体制

審査委員会は、次の条件を満たす者のうち消費・安全局長が審査を依頼する外部専門家及び担当官を委員とする。

- ① 公募に係る企画提案書を審査するための十分な能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができる者であること。
- ② その氏名、所属及び研究論文等の実績並びにその者が行う審査結果の公表について、あらかじめ同意している者であること。

3 審査委員会の委員の任務等

（1）審査委員会の委員は、消費・安全局長が依頼した試験研究課題について、提案のあった企画提案書を審査するものとする。ただし、審査に当たっては、公正で透明な審査を行う観点から、原則として利害関係者が加わらないようにするとともに、やむを得ず利害関係者が加わる場合には、その理由を明確にした上で、消費・安全局長の了承を得るものとする。

（2）利害関係者の範囲は、次に定めるとおりとする。

- ア 当該試験研究課題の中で課題担当者となっている場合
- イ 当該試験研究課題の課題担当者と、同一の民間企業、大学、独立行政法人等の研究機関において同一の部署、学科、研究所等に所属する、又は以前所属しており、異動若しくは離職から2年を経過していない場合
- ウ 当該試験研究課題の課題担当者と親族関係にある場合
- エ 当該試験研究課題の課題担当者と直接的な競争関係にある場合
- オ 当該試験研究課題の課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合
- カ 当該試験研究課題の課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合
- キ その他消費・安全局長が公正な判断を行うに当たって適当ではないと判断した場合

（3）審査委員会の委員は、試験研究課題の審査により知り得た情報について、消費・

安全局長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

4 意見の聴取等

審査委員会は、審査に必要な意見を聴取する、又は試験研究課題の説明を受けるため、農林水産省関係部局の職員又は試験研究課題に係る企画提案書の提案者の参加を求めることができるものとする。

5 庶務

審査委員会に関する庶務は、食品安全科学室が行う。

第2 審査の規準等

1 審査の規準

審査の規準は別表のとおりとする。

2 企画提案書の審査及び選定

- (1) 審査委員会は、審査の規準に基づいて審査を行い、企画提案書を選定する。また、必要に応じて試験研究実施に当たっての留意事項を付すことができる。
- (2) 審査委員会が企画提案書を選定したときは、(1)の審査の結果を食品安全科学室から消費・安全局長及び農林水産技術会議事務局長に報告する。
- (3) 審査の公平を確保するため、審査委員会での検討経緯の概要は、記録に残すものとする。ただし、審査の過程及びその記録は非公開とする。

第3 審査結果の通知及び公表

消費・安全局長は、第2の2(2)の報告を受けたときは、当該報告の内容を確認の上、審査結果を選定された企画提案書の提案者（以下「契約候補者」という。）に通知し、契約候補者を農林水産省ホームページで公表する。

なお、審査結果を契約候補者に通知する際には、必要に応じて、試験研究実施に当たっての留意事項を付すことができる。

安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業
審査規準

審査委員会は、審査を担当する試験研究課題に対して応募があった各企画提案書の内容に対して、下表の審査項目ごとにそれぞれの審査規準に基づき評価を行い、採点する。

評価の結果に基づく企画提案書の選定の手順は以下のとおりとする。

- ① 審査項目 I からIVまでのいずれかにD評価があった企画提案書、又は総得点が審査点の満点の50%を超えない企画提案書については、審査委員会での協議により不採択とすることができます。
- ② 過半数の審査委員が1位とした企画提案書を選定する。
- ③ ②により企画提案書が選定されない場合は、総得点が最も多い企画提案書を選定する。
- ④ ③により企画提案書が選定されない場合は、A評価が最も多い企画提案書を選定する。
- ⑤ ④により企画提案書が選定されない場合は、審査委員会での協議により企画提案書を選定する。

審査項目	審査規準（配点）		
I 趣旨理解	提案内容が公募課題の趣旨（背景、研究の必要性等）に沿ったものとなっているか。	A : 趣旨に沿っている。（13点） B : 一部趣旨に沿っていないなど不十分な箇所があるものの、研究の実施には支障がない、または、軽微な一部修正により趣旨に沿うことが見込まれる。（10点） C : 趣旨に沿っていない箇所が多数見受けられ大幅な修正が必要である、または、一部であっても重要な点について趣旨に沿っておらず修正が必要である。（6点） D : ほとんど趣旨に沿っていない。（0点）	
II 提案内容	1. 提案された研究の工程（小課題・実行課題の設定、年次計画等）が公募課題の研究内容に照らし十	A : 十分な内容となっている。（13点） B : 軽微な一部修正により、十分	

	分な内容となっているか。	な内容となることが見込まれる。 (10 点) C : 公募課題の研究内容の実施のため、大幅な修正が必要である。 (6 点) D : 提案された研究の工程では、公募課題の研究内容の実施がほとんど見込まれない。 (0 点)
	2. 提案された研究の工程に実現可能性があるか。	A : 十分実現可能性が高い。 (13 点) B : 提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。 (10 点) C : 提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。 (6 点) D : 実現可能性が低い。 (0 点)
	3. 提案された研究の工程が公募課題の研究成果の行政施策・措置への活用に向けて妥当な内容となっているか。	A : 妥当な内容となっている。 (13 点) B : 軽微な一部修正により、妥当な内容となることが見込まれる。 (10 点) C : 妥当な内容とするため、大幅な修正が必要である。 (6 点) D : 提案された研究の工程では、行政施策・措置の検討への活用に向けた道筋が不明である。 (0 点)
III 成果利用	1. 行政施策・措置の検討、決定に活用可能な成果が期待されるか。	A : 十分期待できる (8 点) B : 概ね期待できる (6 点) C : やや期待できない (4 点) D : 期待できない (0 点)
	2. 合理性（費用、時間、運用面等）	A : 十分期待できる (8 点)

	<p>の観点から、研究成果が行政施策・措置に活用されることが期待されるか。</p>	<p>B : 概ね期待できる (6点) C : やや期待できない (4点) D : 期待できない (0点)</p>
IV 実施体制	1. 研究を遂行する上で適切な実施体制であるか。	
	<p>(1) 成果を得るために十分な技術能力を有する人員が確保されているか。</p>	<p>A : 確保されている (4点) B : 概ね確保されている (3点) C : やや不十分である (2点) D : 適切でない (0点)</p>
	<p>(2) 各小課題・実行課題に配置される研究担当者の人数やエフォートは、成果を得るために十分なものとなっているか。</p>	<p>A : 十分である (4点) B : 概ね十分である (3点) C : やや不十分である (2点) D : 適切でない (0点)</p>
	<p>(3) データマネジメントを適切に行うなど、研究の遂行に当たり十分な管理体制となっているか。</p>	<p>A : 十分である (4点) B : 概ね十分である (3点) C : やや不十分である (2点) D : 適切でない (0点)</p>
	2. 成果を得るために必要な機器、施設が整備されているか。	<p>A : 整備されている (7点) B : 概ね整備されている (5点) C : やや不十分である (3点) D : 適切でない (0点)</p>
	3. 提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。（人件費が過大でないか、不要な機器の購入の計画がないか等）	<p>A : 十分効率的であり、かつ、十分な研究の遂行が見込める配分と認められる。 (7点) B : 一部に非効率的な配分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。 または、計画等の一部修正により適切な配分とすることが可能と考えられる。 (5点)</p>

	<p>C : 適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。 (3 点)</p> <p>D : 予算配分が明らかに非効率である。 (0 点)</p>
<p>4.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報が、農林水産省が保護を要さないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制を有しているか。 ・ 農林水産省の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制を有しているか。 ・ 契約締結後に、農林水産省が書面により個別に許可した場合を除き、親会社等、兄弟会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制を有しているか。 ・ 契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい者であるか。 ・ 契約の履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、業績等を有しているか。 ・ 他の手持ち業務等との関係において、契約の履行に必要な業務所要に対応できる体制にあるか。 	<p>A : 情報保護を保障するための履行体制が十分にとれている。 (5 点)</p> <p>B : 若干不十分な点が認められるものの、情報保護には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。 (3 点)</p> <p>C : いずれか又は全てに問題があり、情報管理体制等の大幅な見直しが必要と考えられる。 (1 点)</p> <p>D : いずれか又は全てに大きな問題があり、情報管理体制の見直し等では対応が困難であると考えられる。 (0 点)</p>

V 法律に基づく認定制度の活用状況等	環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けているか。	<p>コンソーシアムを構成する研究実施機関に、以下のいずれかの計画の認定を受けている者が含まれている場合（5点）</p> <p>※④については、事前相談が終了している者も対象</p> <p>① 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどり法」という。）第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>② みどり法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>③ みどり法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>④ 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第13条第1項に規定する開発供給実施計画</p>
VI スタートアップの推進	コンソーシアムに日本に登記されている中小企業者 ^(注1) が含まれているか。	含まれている場合（5点）
VII ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、右記((1)～(3))の法律に基づく認定を受けているか。 ^(注2)	<p>(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プラチナえるぼし（6点）^(注3) ・ エルぼし3段階目（5点）^(注4) ・ エルぼし2段階目（4点）^(注4) ・ エルぼし1段階目（3点）^(注4) ・ 行動計画（1点）^(注5)

		<p>(2) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく認定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん認定企業（6 点）^(注6) ・くるみん認定企業（令和 7 年 4 月 1 日以後の基準）（5 点）^(注7) ・くるみん認定企業（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準）（4 点）^(注8) ・トライくるみん認定企業（令和 7 年 4 月 1 日以後の基準）（4 点）^(注9) ・くるみん認定企業（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準）（4 点）^(注10) ・トライくるみん認定企業（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準）（3 点）^(注11) ・くるみん認定企業（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）（3 点）^(注12) ・行動計画（令和 7 年 4 月 1 日以後の基準）（1 点）^(注5、13) <p>(3) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定企業（5 点）
--	--	---

(注1) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）
第 2 条第 14 項に規定する以下に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかを満たす企業をいう。

主たる事業として 営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出 資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員 の数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記を除く。）	3 億円以下	300 人以下

ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記を除く。)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

ただし、以下のいずれかに該当する企業は除く。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業※の所有に属している企業。
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が複数の大企業※の所有に属している企業。
- ・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている企業。

※「大企業」とは、事業を営むもののうち、上に示す「資本金基準」及び「従業員基準」をいずれも満たさない企業をいう。

(注2) (1)～(3)のうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により加点を行う。なお、研究グループにより研究を実施する場合は、最も配点の高い区分の認定を有する一の研究機関等の点を加点する(最高6点)。

(注3) 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

(注4) 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

(注5) 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない女性活躍推進法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画を策定している場合のみ)。

(注6) 次世代育成支援対策推進法第15条の2の規定に基づく認定

(注7) 次世代育成支援対策推進法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定

(注8) 次世代育成支援対策推進法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定(ただし、注10及び注12の認定を除く。)

(注9) 次世代育成支援対策推進法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

- (注 10) 次世代育成支援対策推進法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 3 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条に掲げる基準による認定（ただし、注 12 の認定を除く。）
- (注 11) 次世代育成支援対策推進法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和 6 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号又は令和 6 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 6 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる基準による認定
- (注 12) 次世代育成支援対策推進法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項に掲げる基準による認定
- (注 13) 次世代育成支援対策推進法第 12 条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）による改正後の次世代育成支援対策推進法第 12 条第 5 項の規定に基づき令和 7 年 4 月 1 日以後に策定又は変更を行ったもの